

鹿児島県議会基本条例(仮称)骨子案

I 条例制定の考え方

鹿児島県議会（以下「議会」といいます。）は、平成22年、開設130周年という節目の年を迎えることとなりました。

議会では、これを機に、今までの議会改革の集大成として、議会の基本理念や議員の責務及び活動等を県民に明らかにするとともに、県民と議会との関係、知事等と議会との関係など、議会に関する基本的な事項を定めることにより、県民の負託に応え、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする「鹿児島県議会基本条例（仮称）」を制定することとしました。

II 条例骨子案

第一 総 則

○ 目的

この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動等を明らかにするとともに県民と議会との関係、知事その他の執行機関（以下「知事等」といいます。）と議会との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託に応え、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とします。

○ 基本理念

議会は、二元代表制の一翼を担い、県民を代表する議事機関として、県民の意思を県政に反映させるため、公正かつ公平な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すことを示します。

第二 議 員

○ 議員の責務

議員は、選挙により選ばれた県民の代表者として、常に県政の課題及び県民意思の把握に努めるとともに、合議制の機関である議会の構成員として、議会活動を通じ県民の負託に応える責務を有することを示します。

○ 議員の活動

議員は、議員の責務を果たすため、次に掲げる活動を行うことを示します。

- (1) 県政に関する県民の意思を把握すること。
- (2) 県政の課題及び施策に関する情報収集、調査研究及び提言を行うこと。

- (3) 本会議，委員会その他の会議に出席し，審議，審査等を行うとともに，必要に応じて議案を提出すること。
- (4) 議会活動に関する県民への広報，説明を行うこと。

○ 研修及び調査研究

議員は，審議，政策立案等に必要な能力の向上を図るため，研修及び調査研究等に取り組み，不断の自己研さんに努めなければならないことを示します。

○ 政治倫理

議員は，主権者である県民の負託により県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し，県民全体の奉仕者としての自覚を持ち，公正・誠実及び清廉を基本として，常に品位を保持するよう努めなければならないことを示します。

○ 会派

- 1 議員は，議会活動を行うために，会派を結成することができることを示します。
- 2 会派は，議会内の自立的な団体として，議会活動の一翼を担い，議員の活動を支援するとともに，調査研究，予算要望等の実施主体となることができることを示します。
- 3 会派は，会派間での協議及び調整を行い，合意形成に努めるものとすることを示します。

○ 定数及び選挙区

議員の定数及び選挙区は，鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成10年3月27日条例第2号）で定めることを示します。

第三 議会運営

○ 議会運営の原則

- 1 議会は，公正かつ県民に開かれた透明性の高い運営を行うことを示します。
- 2 議会は，合議制機関として，その機能が十分発揮されるよう円滑で効率的な運営に努めることを示します。
- 3 議会は，言論の府として議員の発言を保障し，かつ，活発な議論が行われるよう努めることを示します。

○ 委員会

- 1 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営することを示します。
- 2 特別委員会は、県政の課題に対応して特に必要がある場合に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営することを示します。

○ 質問等の充実

議会は、本会議、委員会等の会議の目的や役割等に応じ、一括質問一括答弁方式、分割質問分割答弁方式、一問一答方式その他の効果的な方法等を選択し、質問及び質疑の充実に努めることを示します。

○ 議員間討議

議員は、委員会をはじめとする会議において積極的な議員間討議に努め、論点及び争点を明確にするとともに、合意形成を図り、政策立案及び政策提言等を行うことを示します。

○ 政務調査費

- 1 議員の調査活動の基盤の充実に図り、もって議会の審議、立案等の機能を強化するため、鹿児島県政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月27日条例第1号）の定めるところにより、政務調査費を交付することを示します。
- 2 政務調査費については、用途を公開し、透明性を確保しなければならないことを示します。

○ 調査機関等の設置

- 1 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査又は審査のための機関を置くことができることを示します。
- 2 議会は、県政の課題及び議会運営に関して、審査、調査、協議等を行う必要があると認めるときは、議員で構成する検討組織を設置することを示します。

○ 議会事務局

- 1 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めることを示します。
- 2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の機能の強化に努めることを示します。

第四 県民と議会との関係

○ 県民意思の県政への反映

議会は、県民の意思を的確に把握し、県政に反映させなければならないことを示します。

○ 県民の議会活動への参加

1 議会は、参考人、公聴会制度の活用、県民との意見交換の充実等により県民参加の推進を図ることを示します。

2 議会は、請願書又は陳情書が提出されたときは、誠実な処理に努めることを示します。

○ 議会の説明責任

議会は、その活動について、県民への説明責任を果たすことを示します。

○ 会議の公開等

議会は、議会の意思決定過程を明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、県民が傍聴しやすい環境を整備し、公開の実効性を確保するよう努めることを示します。

○ 情報公開等

議会は、鹿児島県情報公開条例（平成12年12月26日鹿児島県条例第113号）の定めるところにより公文書の開示等を行うほか、議会活動に関する情報の公開及び提供に努めることを示します。

○ 広報広聴

議会は、県民に開かれた議会を実現するため、多様な手段を活用して、積極的な広報及び広聴に努めることを示します。

第五 知事等と議会との関係

○ 基本原則

議会は、二元代表制の一翼として、知事等との立場及び権能の違いを生かし、互いの役割を尊重しつつ、対等で緊張ある関係を保ちながら、共通の目標である県民福祉の向上及び県勢の発展に向けて活動しなければならないことを示します。

○ 監視及び評価

議会は、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率性を持って行

われているか監視するとともに，その効果及び成果について評価し，必要と認める場合には，適切な措置を講ずるよう促すことを示します。

○ 政策立案及び政策提言

議会は，議員提案による条例の制定，決議等を通じて，積極的に政策立案及び政策提言を行うことを示します。

○ 議会への説明

知事等は，次に掲げる場合は，議会に対し，その内容を説明するよう努めることを示します。

(1) 予算を調製したとき

(2) 県政に係る基本計画等の重要な政策又は施策について，基本方針，素案その他これらに類するものを作成し，又は変更したとき

第六 議会改革

○ 議会改革

議会は，真の地方自治の実現に向け，改革を求める時代の要請を踏まえ，議会の果たすべき役割及び責務を果たすため，継続的に議会改革に取り組むことを示します。

第七 補 則

○ 他の条例との関係

この条例は，議会に関する基本的事項を定める条例であり，議会に関する他の条例，規則等を制定し，又は改廃するときは，この条例の趣旨を十分に尊重しなければならないことを示します。

○ 見直し

議会は，県民の意見，社会情勢の変化等を踏まえ，必要があると認めるときは，この条例の規定について検討を加え，その結果に基づいて所要の措置を講ずることを示します。